

国営造成施設管理体制整備促進事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 6（1）百万円】

<対策のポイント>

国営土地改良事業完了予定地区において、国営造成施設の操作、運転、点検、整備等に関する予定管理者の技術習得を支援するとともに、必要な機械器具の整備等により操作体制の整備を図ります。

<事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

国営土地改良事業完了前2年間に、国営造成施設の操作、運転、点検、整備等の業務を国の指導の下に予定管理者である市町村又は土地改良区等が行い、これらに関する技術を習得するとともに、必要な機械器具の整備等を行い、**操作体制の整備を図る**ものです。

【実施要件】

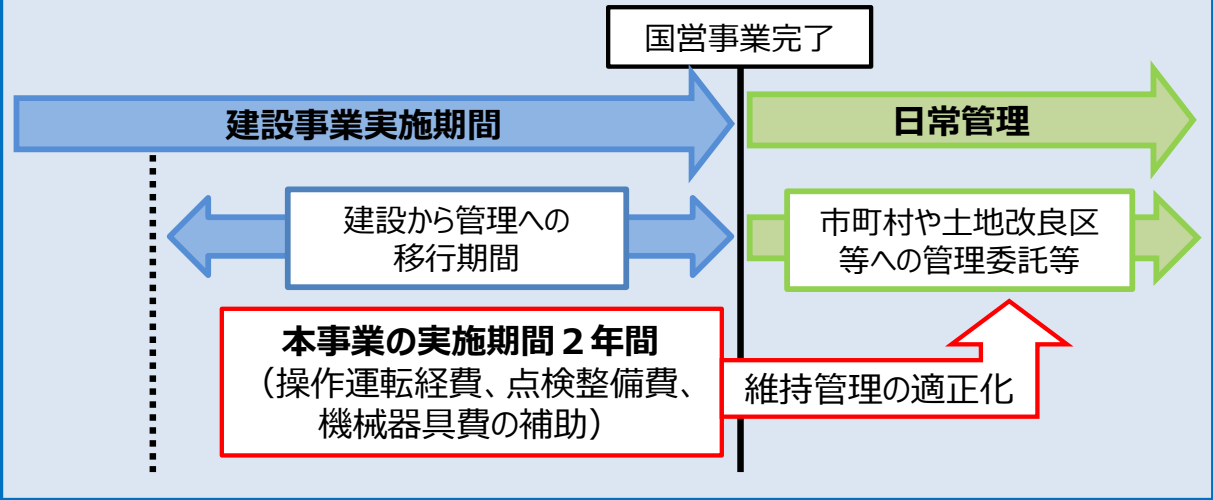
- 1 予定管理者が市町村又は土地改良区等である施設が存在する地区であること
- 2 複数の農業用排水施設を監視制御するための子局をもつ水管理施設が整備されている地区であること
- 3 水管理施設により配水操作が行われる受益面積がおおむね1,000ha（畑にあっては300ha）以上の地区であること

【事業実施主体】

市町村、土地改良区等

<事業イメージ>

建設から管理への移行の流れ



施設管理者による自主管理



中央管理所での操作



ポンプ施設の運転



施設の点検・整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-6744-1363)